

栃木県警察職員独身寮管理要領の制定実施について

(昭和42年3月18日)
(栃厚第570号)

独身寮の適正な管理と入寮者の生活向上に寄与する目的で、みだしの要領を定め、きたる4月1日から実施することとしたので、効果的に運用せられたく通達する。

栃木県警察職員独身寮管理要領

(目的)

第一条 この要領は、栃木県警察職員独身寮(以下「独身寮」という。)の適正な運営管理について必要な事項を定め、規律ある生活の向上を図ることを目的とする。

(独身寮)

第二条 この要領において独身寮とは、別紙に掲げる施設をいう。

(管理者)

第三条 前条に定める独身寮の管理者は、当該独身寮を管理する所属の長とする。

(管理事項)

第四条 管理者(警察本部の管理者を除く。)の行う管理事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の保全に関すること。
- (2) 入寮及び退寮に関すること。
- (3) 入寮者(以下「寮員」という。)の生活指導に関すること。
- (4) 寮員の健康管理及び厚生に関すること。
- (5) その他管理上必要と認められること。

2 警察本部の管理者は、前項第1号及び第2号に掲げる管理事項を行うものとする。ただし、独身寮の管理上必要があるときは、前項の管理事項の全てを行う事ができる。

3 警察本部陽南寮の寮員が所属する全ての所属長は、第1項第3号及び第4号の管理事項を行うものとする。

4 寮員が所属する所属長は、独身寮の管理について管理者に協力するものとする。

(生活指導)

第五条 管理者(寮員が所属する所属長を含む。)は、常に寮員生活の実態を把握し、自ら指導監督を行うとともに、すべての幹部に分担させてこれを行わせるほか、寮員との話し合いの場を持つように努め、寮生活の向上と問題点の解決を図るものとする。

(居住)

第六条 独身警察官は、原則として独身寮に居住するものとする。ただし、特別の事情がある者で独身警察官が所属する所属長が認めた場合は、これによらないことができる。

(退寮)

第七条 独身寮を退寮する場合は、管理者に申し出て、その承認を得なければならない。

(寮役員)

第八条 独身寮の全般的な管理を行うため、次の役員を置くものとする。

- (1) 寮長 1名
- (2) 副寮長 若干名
- (3) 会計係 若干名

2 役員は、管理者が任免するものとする。

(役員の仕事)

第九条 寮長の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 施設、備品等の保全に関すること。
- (2) 寮内規律の保持に関すること。
- (3) 寮員の健康保持と厚生に関すること。
- (4) 火災盗難の予防に関すること。

(5) 寮内外の整理整頓に関する事。

(6) その他必要と認められる事。

2 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

3 会計係は、経理の適正を図るものとする。

(意見の具申)

第十条 寮長は、管理者に対し、寮員を代表して独身寮の管理について、積極的に意見を具申するよう努めなければならない。

(寮員の心構え)

第十一条 寮員は、互いに敬愛と親和を旨とし、互譲の精神をもって秩序を保持し、明朗快活な生活を送れるように努めなければならない。

(内規)

第十二条 管理者は、この要領の実施に当たり、寮の実情を考慮し、寮則その他管理運営上必要な事項について内規をもって定めるものとする。